

東京都市計画生産緑地地区の変更について（中野区決定）

1. 変更の概要

東京都市計画生産緑地地区（地区番号⑪、⑤）の区域について削除及び一部削除する。

2. 都市計画の案

別紙 1～3（計画書、計画図、総括図）のとおり

○生産緑地地区番号と位置

地区番号⑪：中野区上鷲宮一丁目地内

地区番号⑤：中野区上鷲宮二丁目地内

○地区ごとの面積

地区番号⑪：3,220 m²（変更前） 3,220 m²（全部削除） 0 m²（変更後）

地区番号⑤：3,640 m²（変更前） 1,990 m²（一部削除） 1,650 m²（変更後）

○生産緑地全体の地区数と面積

11 地区 → 10 地区

23,535 m² → 18,325 m²

3. 当該都市計画の経緯及び今後のスケジュール

平成 29 年 4 月 20 日	中野区都市計画審議会（報告） 「東京都市計画生産緑地地区の行為制限の解除について」
5 月 23 日	東京都知事協議
6 月 21 日	東京都知事協議結果通知（意見なし）
6 月 26 日	都市計画案の決定
6 月 27 日～7 月 11 日	都市計画案の公告・縦覧及び意見収集 図書の縦覧者 0 名 意見書の提出 0 名
8 月 1 日	中野区都市計画審議会（諮問）
8 月上旬	都市計画変更（告示）予定

東京都市計画生産緑地地区の変更（中野区決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

第1 種類および面積

種 類	面 積
生産緑地地区	約 1.83 ha

第2 削除のみを行う位置および区域

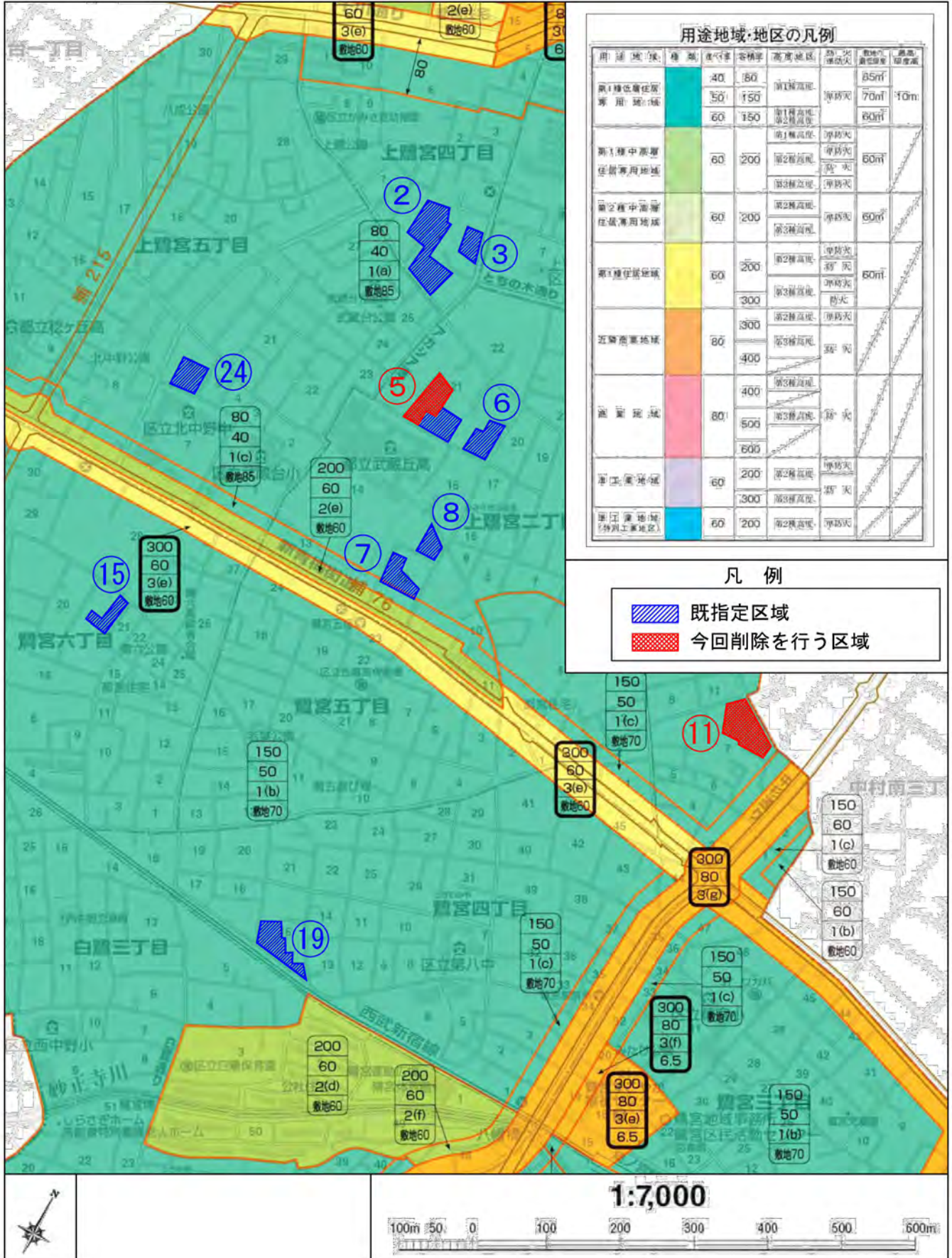
名 称		位 置	削 除 面 積	備 考
番号	地区名			
11	上鷺宮	中野区上鷺宮一丁目地内	約3220㎡	地区の全部
5	上鷺宮	中野区上鷺宮二丁目地内	約1990㎡	地区の一部
計	2件		約5210㎡	

『区域は計画図表示のとおり』

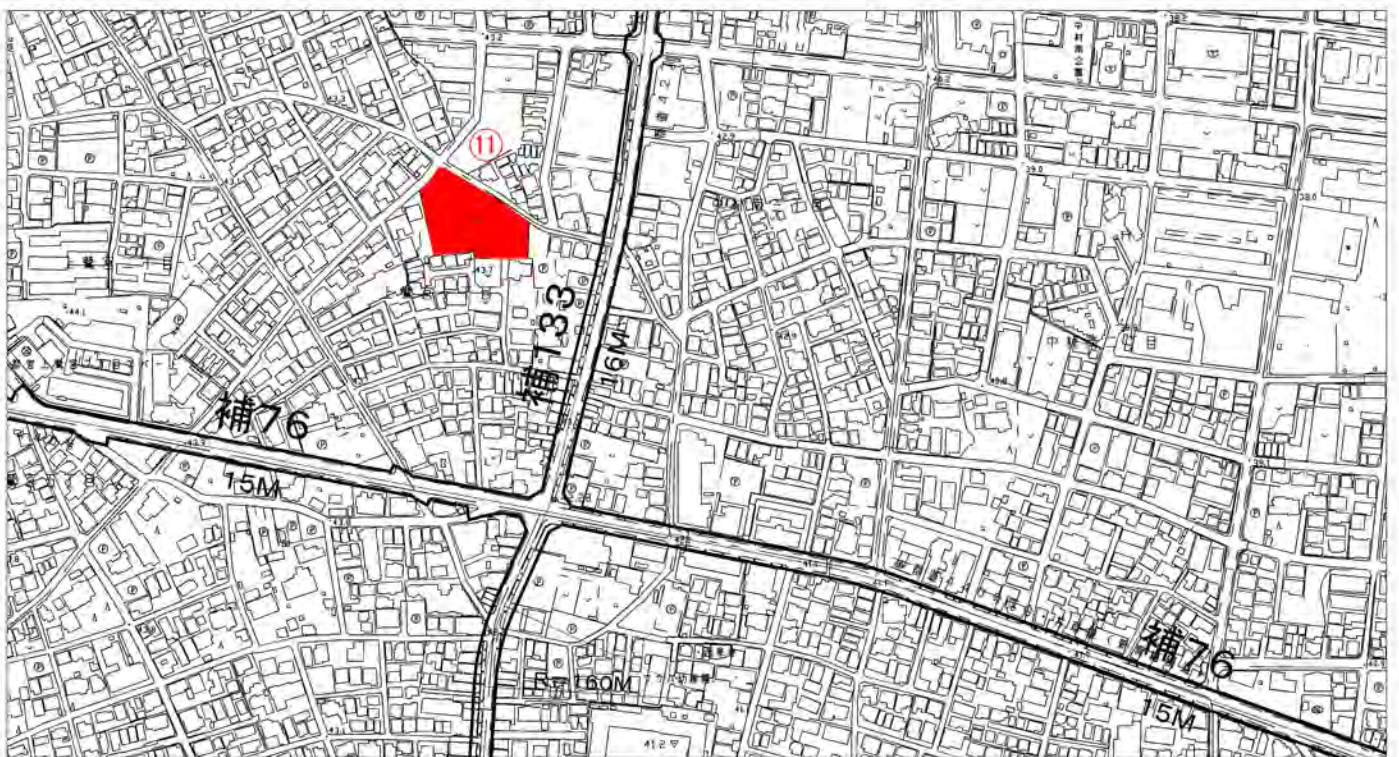
理 由

生産緑地法第14条の規定による行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を廃止する。


東京都市計画生産緑地地区 総括図



東京都市計画生産緑地地区（地区番号⑪）計画図（中野区決定）



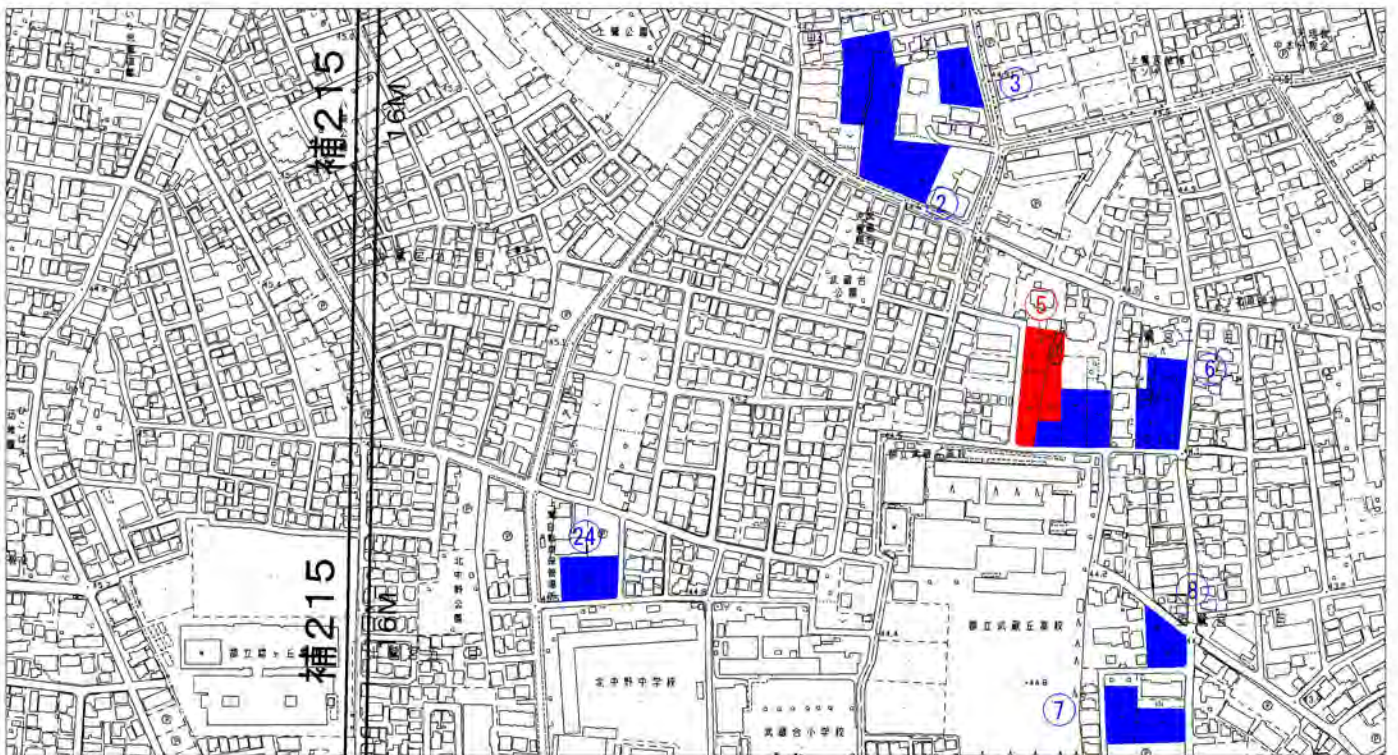
凡例

 今回削除を行う区域

縮尺 1 : 2,500



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
(承認番号) 29都市基街都第31号、平成29年5月18日

東京都市計画生産緑地地区（地区番号⑤）計画図（中野区決定）



凡例

縮尺 1 : 2,500

	今回削除を行う区域
	既指定区域

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
(承認番号) 29都市基街都第31号、平成29年5月18日